

「主語」をめぐる議論

上野 恵美子

1. はじめに

主語の概念を、かつて私は、自明のものと思っていた。意味上の主語、論理的主語、心理的主語といったものは、修飾語句のない、つまり unmarked の「主語」あつてのものだと思っていた。すなわち主語は文法上のものであるということをして当然のこととしていた。英語を、少なくとも現代英語を対象としている身としては、それで不都合なことはなかったと言っているし、日本語を対照させるときも同様の観点から見ていたと言える。しかし最近、それでは日本語のような言語は説明できないのではないかと思ひ始めた。本稿では日本語の主語をめぐる議論をとりあげ、私に関心を持ちながら今まだきちんとした説明を形作れないでいる種々の問題の考察に向けての一步としたい。

2. 主語の規定諸説

野田(2002)は代表的な主語の規定として次の4種類をあげる。

- (1) a. 形態的な規定：主格の形態をしているもの
- b. 文法的な規定：動詞の形態と呼応があるもの
- c. 意味的な規定：動作や状態の主体を表すもの
- d. 機能的な規定：何について述べるかを表すもの

野田は英語の例(2-3)について、(2)の *he* は(a~d)のどの規定でも主語であるが、(3)の *I* は(d)の規定では主語ではないとする。

- (2) He lives in Hawaii.
- (3) A: Who has the list?
 B: I have it. (野田：39)

形式に表れる(1a)と(1b)は、現代英語については当てはまる。古くは、主格をとらない動詞もあったが、与格をとっていたのが主格になった、あるいは、いわゆる非人称の *it* をとるようになって、英語の文(節)の動詞は必ず主格名詞をとるようになっている。次の(4)の *bifel*、(5)の *Me*

*thinketh*がそのような例である。

- (4) Bifel that, in that seson on a day,
In Southwerk at the Tabard as I lay (=It befell that one in that season as I was ...)
- (5) Me thinketh it acordaunt to resoun,
To telle yow al the condicioun (=it seems to me in accord with reason, to tell...) (Chaucer, *Canterbury Tales: The Prologue*. 市河三喜註)

上記(5)の *me thinketh* は現代英語では *I think* となり、1人称の呼応をするようになっている。

英語は(1a-b)を満たすので、その上で(1c-d)を見ることになる。さまざまところで言われているように、主語のプロトタイプはAgentとTopicである。(西村、Comrie, Lakoff など)

こうした説明は、日本語には当てはまらない。野田によれば、(1a-d)の規定のうち、(d)は「主題」として分離することが、日本語学では一般的になっているとある。彼は「主題」を分離した残りの主語についての、さまざまな考え方を、主語廃止論も含めて紹介し、「主語を解体していく方向」を提言する。

尾上もまた、一般に行われている主語の規定について、日本語には当てはまらないという。彼は日本語の文で主語と呼ばれる可能性のある語として以下のようなものをあげる。(『言語』に掲載されたものを引用。CLCではもっと細分化されている。)

- (6) <属性の持ち主>花が赤い
<情意の対象>故郷がなつかしい
<情意の主体>わたしは悲しい
<感覚の場所>足の裏が痛い
<存在するもの>机がある
<出現・生起するもの>穴があいた
<変化の主体>ガラスが割れた
<可能動詞の成立する場所>この道ははだして歩ける
<可能動詞の対象>せんべいが食べられる
<能力の持ち主>ねこは木に登れる
<判断・感情的指向の対象>あの人の意見が貴重なものに思われる

- <動作主体>鳥が飛んでいる
- <動作対象>受身文、木の葉が風に吹かれている
- <影響の受け手>受身文、太郎は母親に早く死なれた
- <関係の一項>あの娘は母親に似ている
- <必要なもの>金が要る
- <一致関係の一項>あの人が父です
- <包含される要素・集合>ペンギンは鳥だ (尾上・西村 1997: 83)

Lyons (1977)の規定を用いて、彼は検討する。「論理的主語」は動作主を典型とするが、上記のように多様なものを、あるものを基本に置いてそこからの拡張として説明することは不可能であるとする。「心理的主語」とはトピックであるが、日本語では、主語であるか否かということと題目であるか否かということが独立に決まるので、トピックであることをもって主語の規定とはできないという。「文法的主語」は、その項目が動詞支配の力をもつとか、特定の格形式をとるなどの事実によって規定されるが、日本語の主語には動詞との間の"一致"現象がないので、この観点から日本語の主語を規定することはできないとする。そして彼は、「ガ格に立つ語が主語である」とし、「1つの事態認識の中核項目がガ格の体言によって示される。これが日本語の主語である」という。(尾上・西村 1997: 83-85)

『認知言語学キーワード事典』は、主語を「同じ節内の他の名詞句を抑えてある種の文法現象を支配する名詞句」(105)とし、多様性の存在に触れつつも、文法概念としての定義づけをしている。

3. 考察に向けて

主語は文法概念であるにとらえていた頃、私は、日本語に主語-動詞の"一致"現象がなくても、英語の主語を日本語に重ねてとらえていたのだと思う。コトのあり方を英語のような文法関係としてとらえられるものを主語とし、いろいろなものを、主語ではないとして排除もしていた。あるいは、英語の「文法主語」の伝達上の基本的役割は主題で、日本語では助詞「は」のついた名詞がそれに相当するといったところで、主題と主語をきちんと考えていなかったとも言える。

しかし、断片的ではあるが、興味深いものとしてとらえていることがいくつかある。ひとつは、池上(1981)や Hinds などに見られる「存在」の表現である。

(7) 皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます

のように「人」を「場所」とした表現は非常に多いが、この場合主語はどう考えるか。上記尾上の例「この道ははだして歩ける」の「この道は」は主語として扱うのか、また、「象は鼻が長い」に限らず、「人間はいざとなると力が出る」など、英語に逐語的には対応しないように思える文(いわゆる二重主語構文)の主語はどう説明するか。

英語(そして多分他のヨーロッパ言語も)の主語を文法概念とするのは、これに関わるさまざまな文法現象の説明には都合がいいが、subject という語が出てきたところを考えると、日本語の主語をめぐる諸議論は、より包括的な主語論に向けて興味深いものに思える。

参考文献

- Hinds, John. 1986. *Situation vs. Person Focus*. くろしお出版.
- 池上嘉彦. 1981. 『「する」と「なる」の言語学』大修館書店.
- , 1999. 「日本語らしさの中の<主観性>——日本語の文の主観性をめぐって・その1」『言語』第28巻第1号. 84-94.
- 西村義樹. 1997. Subject in Cognitive Grammar. 第6回CLC言語学集中講義資料.
- 野田尚史. 2002. 「主語と主題——複合的な概念である「主語」の解体に向けて」『言語』30周年記念別冊. 38-49.
- 尾上圭介. 1997. 「日本語の主語の認知文法的把握」第6回CLC言語学集中講義資料.
- , 2001. 『文法と意味I』くろしお出版.
- , 2002. 「話者になにかが浮かぶ文——喚体・設想・出来文・情意文——」文法学会第4回集中講義資料.
- 尾上圭介・西村義樹. 1997. 「国語学と認知言語学の対話 I——主語をめぐる」『言語』第26巻第12号. 82-95.
- 辻 幸夫編. 2002. 『認知言語学キーワード事典』研究社.
- 安井 稔. 1978. 『新しい聞き手の文法』大修館書店.